

# 中国射礼の形成過程 — 『儀礼』郷射・大射と『大唐開元礼』のあいだ —

丸橋 充拓\*

キーワード：射礼、大唐開元礼、軍事儀礼

## はじめに

『大唐開元礼』（以下『開元礼』と略称）一五〇卷には、唐代の国家儀礼一五二種がいわゆる「五礼」（吉礼・嘉礼・賓礼・軍礼・凶礼）の枠組みに類別されている。「軍礼」二三種には十卷（卷八一〜九〇）が充てられるが、それらのなかで卷八六には「皇帝射於射宮」「皇帝親射於射宮」という二つの儀礼が規定されている（表1参照）。読んで字のごとく、前者は皇帝が自ら弓を射、後者は百官の弓射を皇帝が観閲するものである。

弓射は、兵員個々人が身につけるべき技量として古来重視されてきたものであり、その意味において「軍礼」に区分されること自体、違和感を覚えるものは一見ない。ところが、儀礼の具体的な式次第を一望すると、後述するように奏楽や飲酒など軍事と直接関係なさそうな要素が数多く取り込まれている。また史料上「射礼」「大射」といっ

表1 『大唐開元礼』軍礼一覧

卷81	皇帝親征類於上帝
卷82	皇帝親征宜於太社
卷83	皇帝親征造於太廟
卷84	皇帝親征及巡狩告所過山川、平蕩賊寇宣露布、遣使勞軍將 皇帝親征禱於所征之地、皇帝親征及巡狩郊祀有司禱於国门
卷85	皇帝講武、皇帝田狩
卷86	皇帝射於射宮、皇帝親射於射宮
卷87	制遣大將出征有司宜於太社
卷88	制遣大將出征有司告於太廟、制遣大將出征有司告於齊太公廟
卷89	祀馬祖（仲春）、享先牧（仲夏）、祭馬社（仲秋）、祭馬步（仲冬）
卷90	合朔伐鼓、合朔諸州伐鼓、大儺、諸州儺

た汎称のほか「宴射」「燕射」「講射」等の呼ばれ方が頻見される点からは、射礼が純然たる軍事訓練にとどまるものではなく、参会者の親

\* 島根大学法文学部社会文化学科

睦を図る儀礼という性格をも兼備していたことが窺われよう。

以前明らかにしたように『開元礼』軍礼には、講武のように名実ともに軍事儀礼と呼びうるものもあれば、一概にそうとは言えないものも含まれている。たとえば上帝・太社・太廟の祭祀を中核にする出征儀礼などは、もともと「吉礼」に分類されるものであった〔丸橋二〇一一〕。由来を異にする諸儀礼は、歴史的過程を通じて離合を繰り返してきたのであり、小稿で取り上げる「射礼」（さまざまな称谓で呼ばれる弓射儀礼を本稿ではこのように総称する）にもその図式は当てはまる。

そこで小稿では、射礼における一見矛盾する二側面（軍事的側面と非軍事的側面）に着目し、両者の関係がいかなる歴史を経て、『開元礼』において軍礼に区分されるに至ったのかについて、唐以前にさかのぼって跡づけていくこととする。

## 一 射礼の二面性

### （一）『開元礼』射礼の構成とその起源

まず射礼の内容について確認しておこう。『開元礼』射礼のうち、百官の射が定式化されている「皇帝親射於射宮」の式次第を要約すれば、以下の通りである。

- ① 参会者の入場（皇帝↓王公以下）
- ② 飲酒
- ③ 所定の順番で参会者が弓射（奏楽に合わせて射る）
- ④ 的中者に賞、不中者に罰酒
- ⑤ 参会者の退場（王公以下↓皇帝）

射礼は、古代日本でも形を変えて導入されたことから、それとの比較という視角から日本史分野における研究が進んでいるが、そこでも指摘されるように、飲酒と奏楽など一見軍事とは関係なさそうな要素をともなうことは中国射礼の大きな特色となっている〔大日方二〇〇八〕。

こうした射礼のあり方は、中国において古い起源を持つ。古代中国における社会慣行としての射礼をとらえ、礼学上の整序を加えた一つの理想型をわれわれに示してくれるのが『儀礼』郷射篇および大射篇である。基層社会における年中行事としての郷射と、王権と結びついた国家儀礼としての大射のうち、前者についてその式次第をまとめれば以下の通りである〔小南一九九五〕。

- ① 参加者の入場（主・賓）
  - ② 飲酒の礼
  - ③ 所定の順番で参会者が弓射（奏楽に合わせて射る場面が含まれている）
  - ④ 飲酒の礼（奏楽をともなう）
  - ⑤ 参会者の退場（賓・主）
  - ⑥ 翌日、慰勞の宴。
- 弓射とそれに随伴する奏楽、弓射前後における飲酒など、射礼当日の式次第（①～⑤）が『開元礼』と基本構造を同じくすること、明らかであろう。
- そもそも射は、統治階層たる士の必須教養「六芸」（礼・楽・射・御・書・数）のひとつとされた。これらのうち礼・楽は文、射・御は武とひとまず分類できよう。春秋以前、戦士として武装し、戦場に出る義

務／特権を有する士にとって、射の修練は言うまでもなく「武芸」としてのリアリティーを帯びていた。射礼の起源を狩猟儀礼（田獵）に見いだす説は、射礼の持つこうした軍事訓練の一面を重視して提起されたものである（楊寛一九六五・川原一九七四）。

これに対し小南一郎氏は、「野外で狩猟を行う田獵」と「堂上で飲酒を伴う射礼」の違いを重視し、狩猟起源説に異を唱える。そして射礼が祭祀参加者の選抜という機能を担っていたことから（射礼における振る舞いが音楽にかなっていたか、的が多かったかで参加可否を判別する<sup>①</sup>）、射礼に宗教的な意味合いを見いだしている。的中可以るか、当人の技量以上に、神がその者を嘉納するにかかっていると考えられていた、というわけである（小南一九九五）。

本稿においてその当否を吟味する準備は十分でない。ただ、射という行為が儀礼という形で基層社会ないし国家の秩序に組み込まれるにあたり、かなり早い段階において非軍事的な性格が前面化していたことはたしかであろう。したがって小南氏の指摘に基づき、射礼の性格は、軍事的側面に非軍事的側面をも加えた二面性を前提として考察していくことが今後は求められるのである。

小南氏の考察範囲は、『儀礼』に現れた射礼までである。遺物や史料により具体的な考証が行われているのは戦国前期を下限とする。そこで本稿では『儀礼』以降の射礼を分析対象とし、これを「軍礼」に位置づけた『開元礼』に至るまでの歴史的展開を中心に分析していくものとする。

## （二）五礼における射礼の区分変化

古来、社会に散在していたさまざまな儀礼は、とりわけ儒家たちの手によって時代とともに集約・整理されていった。そして諸儀礼を体系化するに当たり、彼らは「五礼」（吉礼・凶礼・賓礼・軍礼・嘉礼）という枠組みを採用した。五礼の各範疇がそれぞれどのような性格を持つのか。それを端的に示しているのが『周礼』春官・大宗伯の規定である。

吉礼：邦国の鬼・神・示に事える

凶礼：邦国の憂を哀れむ

賓礼：邦国に親しむ

軍礼：邦国を同じくする

嘉礼：万民に親しむ

これらのうち、射礼に相当する「賓射之礼」は「嘉礼」の中に含まれる<sup>②</sup>。儒家たちは射礼を礼学上「嘉礼」に分類したのである。このことは鄭玄『三礼目録』が『儀礼』郷射・大射を嘉礼に分類していることから確かめられる<sup>③</sup>。彼の生きた後漢末期において、すでに射礼の重点は非軍事的な親睦儀礼としての面にあると儒家たちに認められていたことになる。

しかしながら、礼学上の理論体系としての五礼は、ただちに現実の国家儀礼に反映されたわけではない。たとえば後漢段階において国家儀礼が五礼の枠組みによって編成されていなかったことは、西晋・司馬彪撰『続漢書』礼儀志の上・中において「凶礼」系統以外の諸儀礼が時令（四季の曆に合わせた歳時記）の形式で編集されている点からもうかがいうる（丸橋二〇一）。

梁満倉氏によれば、三国以前、五礼は礼学上の概念にとどまってお  
り、国家儀礼がこれに基づいて体系化されるのは両晋以降、特に北魏・  
孝文帝の太和年間（四七七～四九九）および梁・武帝の天監年間（五  
〇二～五一九）以降であるという（梁二〇〇一）。梁氏の指摘は軍礼に  
関しても概ねあてはまり、南朝では天監の五礼制度改革、北朝では北  
魏末の常景撰『五礼』（五三二ころ成立）あたりから、軍礼の構成内容  
が明確化しはじめる。唐・長孫無忌等撰『五代史志』（六五六年成立）  
『隋書』に追加収録）の礼儀志全七巻に記された南朝（梁・陳）、およ  
び北朝（北齊・北周・隋）の礼制が、五礼の枠組みを念頭に置いて編  
集されているように見受けられるのは、六世紀前半の南北両朝におけ  
る「国家儀礼の五礼化」を映し出したものと推測できる（丸橋二〇一  
一）。

そしてこの『五代史志』において、射礼は「軍礼」に分類されてい  
る。ただし北周・隋の儀礼篇目に射礼が含まれていなかったこともあつ  
てか、そこに具体的な規定が示されるのは北齊の制度のみである。唐  
は『貞観礼』編纂の際、この北齊礼制を継受して射礼を軍礼に組み込  
んだのであり、それが前述の『開元礼』に受け継がれたと解釈できよ  
う。

このようにたどつてくると、漢代以前の礼学体系において嘉礼とさ  
れていた射礼は、国家儀礼に取り込まれる魏晋南北朝時代に軍礼へ変  
更されたことになる。しかしながら、こうした転換の時期や背景につ  
いての明証を、歴代の射礼規定から読み取るのは困難である。たとえ  
ば杜佑さえ「射を武芸として尊んだ上代への復古として、射礼が軍  
礼に編入された」という趣旨の説明しかできておらず、魏晋南北朝期

に転換が起こった歴史的背景については何も語ってくれない。しかも  
軍礼編入の時期を『開元礼』の際と誤解している（実際は上記のよう  
に『貞観礼』において）。次章でも述べるように、唐代の射礼は開元年  
間を最後に廃絶していた<sup>(6)</sup>。そこから半世紀あまりが経過した杜佑の時  
代には、転換の事情が既に不分明になっていたであろう。

魏晋南北朝時代における「嘉礼から軍礼への転換」を解説するうえ  
でのもう一つの障壁は、この期間に編纂された正史の礼志・礼儀志（『統  
漢書』『宋書』『南齊書』『魏書』）において射礼の記事がほとんど残つ  
ていないことである<sup>(8)</sup>。したがって、射礼が五礼のいずれに該当するの  
かという論題を設定し、その変遷をたどっていくための材料はきわめ  
て断片的にしか残されていないのである。

しかしながら、「五礼のいずれに該当するのか」という問いをいった  
ん外してみれば、弓射を含んだ儀礼そのものはこの期間も一貫して実  
施されつづけており、関連記事が少なからず残されている。そこで次  
章では、射礼の実施事例の方に目を向け、五礼の枠組みからはストレー  
トに見えにくかった射礼の変質過程を探っていきたい。

## 二 射礼の変質過程

### (一) 両漢魏晋の射礼

『儀礼』郷射・大射以降の射礼を論じるにあたり、本章では射礼が国  
家的制度として輪郭を明確にしはじめる漢代から説き起こしていくこ  
ととするが、それに先だつて参照したいのが、戦国以前の射礼に関す  
る小南氏の分類である。

小南氏は、射礼を二種に分けている。「西周中期、王者の儀礼として

制度化された射礼（祭祀に附随し、王による犠牲の射殺を伴う）」と、

「戦国前半期以降、士大夫層が地域共同体の親睦儀礼として育んだ射礼（祭祀をともなわず宴会すなわち郷飲酒礼と射礼のみを実施）」である。

そして『儀礼』に収められた射礼は後者に当たると主張している（小南一九九五）。この区分は、『儀礼』以降の射礼を考察する上でも参考になる。以下で詳述するように、漢代には「祭祀に附随する軍事色の強い射礼」と「親睦儀礼としての軍事色の薄い射礼」という異なる性格の射礼が並存しているのだが、前者は小南氏のいう王者の射礼を、後者は士大夫の射礼を継承するものと考えられるのである。

これらのうち前者に関わるのが、前漢の高祖以来、軍事訓練・技能評価制度として整備された「都試」である。応劭『漢官儀』に残されている関連条文を総合すれば、都試の開催時期は「立秋後」、「八月」、あるいは「歳終」など幾分ばらつきはあるが、秋季もしくは冬季とされている。対象となるのは材官・騎士という一定の地位を持つ武官であり、彼らの技能が各自の所属する郡県等で検査されたのである<sup>④</sup>。

都試の具体的な内容は、居延漢簡に多数含まれていた「秋射」（弓射の技能評価制度）の成績簿からその一端をうかがうことができる（志野一九九五）。漢代の官僚は、手柄によって計算される持ち点である「功」と、勤務日数によって計算される持ち点である「勞」に基づいて昇進が定められていたが、後者の評価項目には七月ないし八月に行われる弓射（秋射）の試験も含まれていた。たとえば、弓射十二発のうち六発以上の中すると、一発ごとに勞十五日が「勞」に加算された。そして秋射の結果も含めた本人の成績が、一〇月の上計に合わせて都に報告されるという（大庭一九八二、永田一九八九、薛一九八八、劉

二〇〇四など）。

都試が内地郡県でも行われていたことは、前漢宣帝期に東郡太守の韓延寿が行った実例の記録により確かめられる。それによれば太守の面前に騎士と兵車が陳ねられ、馬上の騎士に「戯車・奔馬・盜驂」させたところから、車馬の展開技能が検査されたと思しい<sup>⑩</sup>。

前漢時代に整えられたこのような訓練・評価制度は後漢にも受け継がれ、「乗之」という名で立秋の折りに行われるようになる。『続漢書』祭祀志・礼儀志に残されている関連記事から、儀礼の進行過程を復原するとおおよそ以下のようなようになる<sup>⑪</sup>。

① 西郊祭祀（迎氣）

② 皇帝が白馬に騎乗し、自ら弩を執って犠牲獣を射る

【これを「羆劉」と称する】

③ 犠牲獣を陵廟に供献

④ 宮中に帰還↓武官に束帛を賜与

⑤ 武官が戦陣（孫呉兵法六十四陣）の儀を習う

【これを「乗之」と称する】

乗之は立秋における祭祀（郊祀・謁廟）と組み合わせる挙行されており、前漢以上に儀礼化が進んでいたことが看取されよう。そしてこのような立秋の訓練儀礼は、三国の魏においても「治兵」の名で継承されていくことになる<sup>⑫</sup>。

さて、このような漢魏の訓練儀礼は、いずれも秋季もしくは冬季に開催されるという共通性がある。これは陰陽の消長を軸とした時令の思想に基づく。夏至を頂点とし、陽気が陰気に転じる秋から冬にかけては、武事や刑罰を行う時季とされているのである<sup>⑬</sup>。



したがって以上のような訓練儀礼は、検査される試験内容の面においても、また開催時季に定められた制度理念の面においても、軍事的性格を強く帯びた儀礼だったといえよう。さらに注意したいのは、これらの訓練儀礼において、検査の主眼が置かれるのは弓射よりも車馬の展開を軸とする陣法の習熟度だったという点である。おそらく、それは戦闘訓練としての現実的な要請ともおそらく合致していたのであろう。

このように軍事色の強い訓練儀礼は（その一部に弓射を含むとはいえ）『儀礼』にまとめられた射礼のあり方とは大きな差異があると言わざるを得ない。ならば、『儀礼』型の「射礼」はこの時期、どのような局面で行われたのであろうか。

そのような射礼は、おそらく政界における儒教の影響力が決定的なものになる前漢末から後漢初にかけ、天子のもと官宮の学校施設で行われる「学礼」として開催されるようになる。そして上記の訓練儀礼とは反対に脱軍事化の方向に進んでいく。<sup>(14)</sup>なかでも明帝の永平二年（後五九）三月、洛陽の辟雍（都の学宮）で行われた射礼<sup>(15)</sup>が重要であり、こののち「春射秋饗」すなわち春季の射礼と秋季の郷飲酒礼を組み合わせた儀礼が定例化されるといふ<sup>(16)</sup>。また応劭『漢官儀』<sup>(17)</sup>には、三月・九月に辟雍で郷射礼を行うことが述べられている。これは、州序（地方の学宮）における春秋二回の射礼を定めた『周礼』の規定を、辟雍での儀礼として現実化したものであろう。

小南氏が戦国前半期以降の士大夫層による射礼と考える『儀礼』郷射・大射を継承するのは、このタイプの射礼である。したがって鄭玄

が郷射礼・大射礼を嘉礼に分類したのは、漢代射礼がこのように非軍事的な側面を顕在化させていたことを踏まえているからだと推測される。そもそも鄭玄は『儀礼』を構成する十七篇をいずれも軍礼に分類していない。他の四礼は二種以上の儀礼を数えることができるので（表2）、軍礼の欠落は『儀礼』のなかで際立っている。その理由については南朝梁の学者・崔靈恩は、孔子が儀礼十七篇を定めた際、他の四礼は「当世通行之事」と認める一方、軍礼は「宜しく学ぶべき所に非ず」としたためだと推測し、それは「俎豆の事は則ち嘗て之を聞く。軍旅の事は未だ之を学ばざるなり（『論語』衛霊公）」という孔子の哲学を踏まえたものだと考えている。<sup>(19)</sup>しかしここまでの考察を踏まえれば、『儀礼』に軍礼が含まれていない理由は、孔子の哲学ゆえではもちろんなく、注釈家鄭玄その人が『儀礼』の諸儀礼をそのように解したためである。つまり、鄭玄は『儀礼』郷射・大射を「脱軍事化した親睦儀礼としての射礼」と同一視しているのである。彼の生きた後漢末に存在していた「軍事色を残す訓練儀礼」は国家祭祀に附随した儀礼と判断し、士大夫層の慣行に由来する『儀礼』郷射・大射とは別物として理

表2 鄭玄による『儀礼』各篇の五礼分類

	篇名	五礼分類
①	士冠礼	嘉礼
②	士婚礼	嘉礼
③	士相见礼	賓礼
④	郷飲酒礼	嘉礼
⑤	郷射礼	嘉礼
⑥	燕礼	嘉礼
⑦	大射	嘉礼
⑧	聘礼	賓礼
⑨	公食大夫礼	嘉礼
⑩	覲礼	賓礼
⑪	喪服	(凶礼)
⑫	士喪礼	凶礼
⑬	既夕礼	(凶礼)
⑭	士虞礼	凶礼
⑮	特牲饋食礼	吉礼
⑯	少牢饋食礼	吉礼
⑰	有司	(吉礼)

解していたのかもしれない。

「非軍事的な射礼」の実施例は、三国時代以降も確認できる。まず魏の甘露二年（二五七）五月、辟雍での饗射が行われ、群臣に賦詩が命じられた<sup>20</sup>。さらに西晋になると、礼教立国をめざす諸政策の一環として、辟雍における射礼が大規模に行われるようになる。とりわけ秦始皇（二六五―二七四）・咸寧間（二七五―二八〇）において、皇帝あるいは皇太子臨御のもと郷飲酒礼とセットで実施された射礼については、その盛容が洛陽郊外で出土した「晋辟雍碑」に詳述され、広く知られている。本碑発見の経緯や記載内容、およびその歴史的意義については数多の先行研究があるのでそちらに譲り（木島一九九六、福原二〇一二など）、本稿と関連の深い点のみここで指摘しておこう。

第一に本碑に記録された射礼が漢代射礼の系譜を引くものであること。高明士・福原啓郎両氏によれば、碑中の射礼記事のうち、秦始皇六年（二七〇）三月の大射礼が同年一〇月の郷飲酒礼と、咸寧四年（二七八）二月の大射礼が前年一〇月の郷飲酒礼とセットで開催されているのは、後漢明帝以来の「春射秋饗」を襲うものであるという（高一九八四、福原二〇一二）。

第二に、当時の大射礼が鄭玄説に基づいて実施されたこと。同碑陰に列挙された学者たち約四〇〇名のなかには「鄭大射礼博士」「鄭大射礼生」「王郷飲酒礼博士」「王郷飲酒礼生」という肩書を持つものが含まれている。木島史雄氏に拠れば、これは大射礼には鄭玄説が、郷飲酒礼には王肅説が採用されていたことを表しているという（木島一九九五）。碑文中には実際に行われた儀節の中心について記されることがないため、実践が理論をどう踏まえているか具体的に辿ることはでき

ない。ただし、『儀礼』郷射・大射を嘉礼に区分した鄭玄の学説に基づき、しかも辟雍という学校施設で実施された儀礼である以上、その性格は非軍事的なものであったに相違あるまい。

以上のように、両漢から魏晋にかけては「軍事的な訓練儀礼」と「非軍事的な射礼」が並存していたのである<sup>22</sup>。この結論を補強するもうひとつの材料として、漢から南朝宋までの礼制を通史的に記録する梁・沈約撰『宋書』礼志（全五卷）を分析してみたい。同書は以前論じたように構成上の混乱が目立つのであるが（丸橋二〇一一）、そのうち礼志一の配列を以下に列挙する。

- ①冠礼
- ②婚礼
- ③元会
- ④郊祀
- ⑤社稷
- ⑥合朔
- ⑦籍田
- ⑧親蚕
- ⑨学礼（積奠・大射・養老・郷飲酒など）
- ⑩講武・田獵（漢・魏の立秋礼を含む）

⑨の部分に見える大射の記事はわずかに一件だが、征西將軍庾亮によって計画されたもので、東晋初期の出来事である<sup>23</sup>。『宋書』はこれを学礼に分類していることになる。一方、⑩の部分は「兵なる者は国を守るの備えなり」との一節で始まっており、⑨との間には明確な一線が引かれている。したがって⑩に含まれる漢・魏の訓練儀礼（立秋礼）

は、純然たる軍事儀礼と位置づけられていることになる。周知のように『宋書』礼志は、現存正史のなかで最も直近のタイミングで魏晋の礼制を記録したものである。『宋書』の配列を信頼して、「非軍事的な射礼」と「軍事的な訓練儀礼」の並存状況を読み取ることは、あながち無理な推測ではあるまい。

## (二) 南北朝時代の射礼

漢代から魏晋にかけて継続した並存状況に転機が訪れるのは、東晋末期である。義熙一二年（四一六）一〇月に宋公の爵を得た劉裕は、その後、彭城郡（現在の江蘇省徐州市）にある項羽ゆかりの地「戲馬台」において九月九日の馬射を開催した。そしてこの馬射は、それ以後慣例化していくことになる。この「九月九日馬射」はどのような性格の儀礼だったのであるうか。

まず基本史料の『南齊書』礼志上には、「秋は金徳の季節であり、講武・射礼を行うのは、漢代の立秋礼を模倣しているのである」との理解が示されている。<sup>24</sup>陰陽五行思想に基づき、陽が陰に転じる秋季に武事が行われること、それが漢代の立秋礼（訓練儀礼）を継承するものであることが述べられている。会場となった「戲馬台」は項羽が秦を滅ぼし、西楚霸王を称して彭城に都を置いた際、ここで兵馬の訓練を観閲したとされる場所である。そのような故事の記憶と、漢代立秋礼（訓練儀礼）が結びつき、九月九日馬射を「軍事的な訓練儀礼」の系譜に位置づける解釈が導かれたのであろう。

しかしその一方、この戲馬台馬射については非軍事的な要素も無視できない。まず、参会者に賦詩が求められている。<sup>25</sup>また、この戲馬台

は徐州中心部の南山に造営されているのであるが、九月九日に山に登る行事であるとすれば、これはいわゆる「重陽登高」の一面を見逃すことができまいだろう。<sup>27</sup>そして「重陽登高」の行事として開催され、参会者が詩の出来映えを競うとなれば、その内容には非軍事的な要素が相当に取り込まれていたことが推測されるのである。

そして九月というのは、前節でみたように漢代において「非軍事的な射礼」の開催時季として三月とともに規定されていたタイミングである。<sup>28</sup>後世に目を転じると、北朝末期から唐代にかけて射礼は三月三日と九月九日の開催が通例となっていく（次節参照）、「三九射礼」なども称された。したがって劉裕の始めた九月九日馬射は、前代を継承し、後世にも受け継がれる儀礼と位置づけることが可能である。

なお西晋以前に類見された三月の射礼（春射）について、東晋南朝期における実施例は記録されていない。ただし、梁・蕭子顯撰『南齊書』礼志上の嘉礼もしくは軍礼と目される部分の配列が次のようになっていることは注目されて良い。

- ① 学校・釋奠
- ② 冠礼
- ③ 婚礼
- ④ 避諱
- ⑤ 元会
- ⑥ 三月三日曲水宴
- ⑦ 九月九日馬射

九月九日馬射（⑦）は、三月三日曲水宴（⑥）の直後に置かれているのである。類似の構成は、編纂時期が『南齊書』より後れる唐・房



玄齡等撰『晋書』礼志下の「嘉礼」部分にも見出すことができる。

①冠礼

②婚礼

③郷飲酒・大射・養老<sup>(29)</sup>

④积奠

⑤季春上巳禊祭

⑥九月九日馬射

⑤季春上巳禊祭とは、もともと三月の上巳における水浴祓除を本旨とする行事であった。ところが三国以降、開催日が三月三日に固定され、踏青・柳圈（柳枝を束ねたかぶりもの）の贈答・曲水宴・艾採りなどさまざまな行事がおこなわれるようになるという〔中村二〇〇九〕。つまり『晋書』においても、三月三日の行事の直後に九月九日馬射が配されていることになる。

したがって『南齊書』『晋書』の構成から、九月九日（重九＝重陽）の馬射は三月三日（重三）の行事と抱き合わせの儀礼となっていく過程を読み取ることができよう。次節で述べるようにこののち唐代にかけて「三九射礼」が慣例化していくことを考えれば、十分妥当性のある解釈と考える。しかも『晋書』は両者を「嘉礼」に分類している<sup>(30)</sup>。したがって南朝の九月九日馬射とは、理念上は軍事色の強い漢代立秋礼（訓練儀礼）の系譜に置かれているものの、実質的にはそうした要素は稀薄化し、非軍事的な性格が強まっていったと推測される。

以上のような東晋南朝の動きに対し、同時期の五胡十六国・北朝における射礼は全く異なる展開をたどる。

藤井律之氏らが指摘するように、北族には伝統的な生業形態の延長線上として、弓射の技能を軍事的資質の指標と見なす觀念が存在していた〔藤井二〇〇五、梁二〇〇七〕。そうした觀念を儀礼として形象化したのが、鮮卑族拓跋部の慣行「七月七日馬射」である。その端緒は、北魏の前身である代国の時代、什翼犍の建国五年（三四二）七月七日に「講武・馳射」が行われたこと<sup>(31)</sup>にあった。この行事はそののち慣例化され、代国の一時消滅期間には記録が途絶えるものの、その復興（北魏建国）後になると明元帝から文成帝の時代にかけて複数回の実施例を検出することが可能である（表3）<sup>(32)</sup>。これらのうち、永興二年（四一〇）、始光三年（四二六）、同四年（四二七）、興安二年（四五三）の開催記事には「築馬射台」「築壇」という記述が見られる。始光三年の記事には「帝親ら台に登りて走馬を觀る」とあるので、馬射台とは馬射の様子を皇帝が觀閲するための施設であること、ある程度高い視点に立つて觀る必要があるほど広大なスペースで実施されたことが判る。辟雍のような限定された施設で行われる「非軍事型の射礼」とは明らかに異なる、軍事演習的な行事であることは明らかであろう。

その後、孝文帝の太和一六年（四九二）八月二一日、明堂での養老儀礼とともに予定されていた大射が雨天中止になると、その四日後に「講武→馬射」形式の儀礼を準備せよとの詔が出されている<sup>(34)</sup>。長く垂簾聴政を布いた文明太后馮氏の死から二年、ようやく親政を始めたばかりの孝文帝は、翌年に断行される洛陽遷都をにらみ、南方進出の計画を練り始めていたことであろう。そうした背景を踏まえると、ここで命じられた講武・馬射もやはり軍事的性格の強いものだったと推測される。

表3 北朝の射礼実施例

王朝	年	月	日	場所	摘要	典拠
代国	建国5 (342)	7	7		壇埒を設け講武馳射 (以後常例化)	魏書 1
北魏	永興2 (410)	7	7	参合陂	陂西に馬射台を立て、講武教戦	魏書 3
	始光3 (426)	7	?	雲中旧宮和兜山	長川に馬射台を築き觀賞	魏書 4 上
	始光4 (427)	7	7	祚嶺	赫連昌討伐より帰還→祚嶺に築壇、戲馬射	魏書 4 上
	太延5 (439)	7	7	上郡属国城	北涼遠征の途上で「大饗群臣、講武馬射」	魏書 4 上
	興安2 (453)	7	?	南郊	馬射台建設	魏書 5
	太安4 (458)	3	3	中山	觀馬射	魏書 5
	太和16 (492)	8	21		養老儀礼と同日予定の大射、雨天中止	魏書 7 下
	普泰1 (531)	4	癸卯	華林都亭	燕射	魏書 11
	中興2 (532)	8	1		出帝と高澄の「燕射」	魏書 11
		9	9	華林都亭	出帝、「元樹及公卿百僚蕃使督将」を引見し宴射	魏書 11
東魏 北齊	元象1 (538)	?	?	山園	高澄、賓客を招き「執射賦詩」	北齊書 3
	興和1 (538)	11	乙丑	鄴	孝靜帝、高歡と「讌射」	北齊書 2
	天保7 (556)	1	甲辰	鄴城西	馬射 (衆庶を集めて觀せしむ)	北齊書 4
		?	?	羊汾堤?	講武の後「宴射」を開催	北齊書 40
	天保8 (557)	4	?	城東	馬射 (「京師婦女」に觀せしむ)	北齊書 4
北周	保定1 (561)	1	丙子	正武殿	賜百官各有差	周書 5
	保定2 (562)	10	辛亥	大武殿	戊午 (7日後) に少陵原で講武	周書 5
	建德2 (573)	11	癸未	道会苑	辛巳に講武→2日後に大射 (都督以上50人が対象)	周書 5
隋	開皇4 (584)	1	甲戌	北苑	十日間実施	隋書 1
	開皇9 (589)	?	?	?	上觀群臣宴射	隋書 50
	開皇12 (592)	11	甲子	武德殿	百僚	隋書 2
	開皇19 (599)	1	戊寅	武德殿	宴賜百官	隋書 2
	大業4 (608)	1	庚戌	允武殿	百僚	隋書 3

以上のように、南朝では軍事色の薄い九月九日馬射が行われる一方、北朝では馬射と講武を組み合わせる軍事的な訓練儀礼が盛んとなった。同じ射礼でありながら、南北の違いは顕著であった。

### (三) 南北朝末期の射礼

本節では南北朝末期から隋唐にかけて、六世紀以降の射礼を追跡するのだが、この時期の南朝では射礼そのものが形骸化していたのか、具体的な記録が残されていない。

北朝のうち東魏・北齊では、前代と同様、講武と馬射を組み合わせる軍事色の強い訓練儀礼が維持されていた。<sup>35)</sup>『五代史志』礼儀志三には、南北朝(梁・陳・北齊・北周・隋)の軍礼が集約されているが、このなかで射礼は講武・田獵と一括されている。二者を同じカテゴリー、すなわち軍礼と見なす認識の表れである。そのうち射礼については、梁・陳と北周の記載はなく、隋の史料もわずかで、実体が判明するのは北齊のケースのみである。そこで北齊射礼の内容を同書により確認しておく。

まず射礼は春(三月三日)と秋(季秋九月)の二季開催が規定され、いずれも皇帝以下百官が品階ごとに弓射を行う。そこで注目したのは、第一に皇帝の射に先立ち、驂驩令と呼ばれる担当官(宮廷馬匹の飼養責任者か)が御馬を進めるという点。第二に百官が品階に応じて定められた数の矢を発するとき、どの品階においても最初の一発は「調馬」のために放つ点である。<sup>36)</sup>「調馬」とは、本格的に目標を定めて射る前に、馬に対して何らかの予備的な働きかけを行うのであろう。これらの点から、北齊の射礼は馬射であったことが判明する。これは、

前節で見た北魏の訓練儀礼（馬射十講武）の名残りに相違あるまい。そして北斉射礼が講武・田獵とともに「軍礼」にカテゴライズされる理由は、おそらくこれ以外にはないであろう。

その一方、北斉射礼には非軍事的な要素も検出することができる。

まず三月・九月の二季開催を定めているのは、漢魏南朝以来の非軍事的な射礼を受け継ぐ特徴であろう。また、馬射台前のような広大な空間ではなく、「射所」という限定的な会場で行われる点、そして歌唱と飲酒を伴い祝宴的な要素が強まっていく点も看過できない。それは、現実の射礼実施例の傾向とも符合しており、たとえば北魏最末期の中興（二年（五三二）の射礼は九月九日（庚子）に行われた「宴射」であった<sup>37</sup>）。また元象元年（五三八）、父高歡とともに東魏の政界を牛耳っていた高澄は遊讌を行うたびに食客を招き「執射・賦詩」したとされる<sup>38</sup>。

類似の傾向は、隋唐政権にとつて直接の母体である西魏・北周にも見出すことができる。まず射礼と講武が接近した日程で開催される事例がみられること（表3）。また射礼に参加した王褒の「九日從駕詩」には「射馬は双帯を垂らし」との一句がみえ、庾信には「三月三日華林園馬射賦」という作品があつて、北周の射礼もまた馬射であつたことが窺いうること、などである<sup>39</sup>。これらは、射礼になお軍事的要素が残っていたことを窺わせる。ところがその一方で、庾信の賦には「乃奏騶虞九節、狎首七章」という一節があつて奏樂をともなっていたことが判明する。そもそも詩・賦の作成が行われていること自体が、非軍事的要素の表れである。

さらに北周の場合、上述のように「射礼↓講武」の隣接開催を残しつつも、講武（大閱・大会）の単独開催がそれ以上に頻繁になつてき

表4 府兵制の成立過程と「農隙講武」の定着

西魏	大統1 (535)	1		西魏の成立（宇文泰、文帝を擁立）
	大統5 (539)	冬		華陰で「大閱」
	大統8 (542)	2		宇文泰、六軍設立
		4		馬牧で「大会」
	大統9 (543)	3		邙山の戦い（西魏、東魏に大敗）→閼隴豪右を広募（府兵制の起源）
		10		櫟陽で「大閱」
	大統10 (544)	10		白水で「大閱」
	大統11 (545)	10		白水で「大閱」→「西狩岐陽」
	大統12 (546)	7		咸陽で「大会」
				このころ各地の望族を郷帥とし、郷兵を統領せしむ
	大統16 (550) ころ			二十四軍制確立
北周	保定2 (562)	10	戊午	大武殿で大射→七日後に少陵原で講武
	天和3 (568)	10	丁亥	城南で講武「親率六軍」、諸蕃使も扈從
	天和6 (571)	10	壬寅	城南で講武「親率六軍」
	天和7 (572)	3	丙辰	武帝、宇文護を誅殺（建德に改元）→二十四軍が皇帝直轄に
	建德1 (572)	11	丙午	城南で講武「親率六軍」
	建德2 (573)	11	辛巳	城東で講武「親率六軍」→その後道会苑で大射（都督以上50人が対象）
	建德3 (574)	11	己巳	同州に行幸→城東で「大閱」
		12	丙申	諸軍軍士を侍官と改称。百姓から徴兵、夏人の半ばが兵となる。
	12	癸卯	臨臯沢で講武（侍官制施行の七日後）	

ている(表4)。そして重要なのは開催時季が冬季に集中している点である。西魏・北周において冬季講武が繰り返された期間は、まさしく府兵制の確立過程と重なっている。農民からの徵発に重きを置いた府兵制の場合、農閑期において各地の軍府で行う訓練が兵役義務の基礎をなす〔氣賀澤一九九九〕。農民兵を動員する西魏・北周の軍事訓練は、冬季開催のいわゆる「農隙講武」に特化されなければならなかったのである。

以上のように北齊・北周の射礼はなお軍事色を残しつつも、大勢としては脱軍事化が着実に強まっていく傾向にあった。そしてそれにともない、射礼が従来担ってきた軍事訓練という機能は、講武(および田獵)が単独で担っていくことになるのである。

### おわりに

本稿では、軍事的性格と非軍事的性格を合わせもつ射礼が『開元礼』において軍礼に区分される理由を探ってきた。ここで、その問いに対する現時点での答えを述べておきたい。第二章で述べたように北齊において射礼は軍礼に分類される。それは、「講武と抱き合わせて開催される馬射」という北魏以来の軍事訓練の要素が残っていったためと推測される。そして唐の礼制は北齊礼制を直接の範型として五礼を編成している。したがって、軍礼部分も北齊の枠組みがそのまま引き継がれることになったため、射礼は(すでに脱軍事化していた唐代にあっても)軍礼に組み込まれたのではないだろうか。

実際のところ『開元礼』射礼の式次第は、第一章でも整理したように軍事訓練の要素が稀薄なものであった。表5を一覧すれば、三月三

表5 唐の射礼実施例

王朝	年	月	日	場所	摘要	典拠
唐	武徳2 (619)	1	?	玄武門	群臣	会26
	武徳4 (621)	8	?	武徳殿	三品以上	会26
		9	9	武徳殿	五品以上	冊79・109
	武徳5 (622)	1	29	玄武門	群臣	冊109
	武徳9 (626)	9	22	顯徳殿	玄武門の変直後、突厥侵入時の習射	旧2、冊124
	貞観3 (629)	3	3	玄徳門	重臣	会26、冊109
	貞観5 (631)	3	3	武徳殿	文武五品以上	会26
		9	9	武徳殿	群臣	冊109
	貞観6 (632)	3	3	武徳殿	群臣	会26
	貞観11 (637)	3	3	儀鳳殿(洛陽)	五品以上	会26、冊109
	貞観16 (642)	3	3	観徳殿	百僚	会26、冊109
		9	9	玄武門	文武五品以上	会26
	永徽3 (652)	3	3	観徳殿	群臣	旧4、会26
	永徽5 (654)	9	3	丹青楼	三品以上	会26、冊110
		9	4	永光門楼	五品以上	会26、冊110
	麟徳1 (664)	3	3		こののち大射行われず	旧4、会26
	景雲2 (711)				源乾曜、大射実施を奏請(可否は不明)	会26
	先天1 (712)	9	9	安福門	百僚射を観る	会26
	開元4 (716)	3	3		百官	会26
	開元8 (720)	9	9		許景先の諫言により中止	会26
開元21 (733)	9	9	安福楼	8/23 勅で実施命令(これを最後に射礼停廃)	会26、冊110	

【典拠略称】旧：旧唐書、会：唐会要、冊：冊府元龜

日や九月九日に開催されること、宮廷内の殿庭や門前を会場とすること、末端の兵士は参加しないこと、しばしば祝宴や賜与が行われることなどが明らかであり、その実例からも脱軍事化の傾向は確かめることができる<sup>40</sup>。したがって唐代射礼は、『儀礼』において基礎づけられ、両漢魏晋において学礼として確立された春秋の射礼を遠祖とし、南朝の九月九日馬射を経由して伝えられた「非軍事的な射礼」の系譜上に位置するものと考えられる。

その一方で、射礼の軍事的性格の方も折に触れて歴史の表舞台に登場してきた。本稿で扱った時代でいえば、第一に前漢の都試・秋射から後漢の乗之、魏の治兵に至る立秋訓練儀礼の系譜であり、第二に五胡から北朝まで引き継がれた北族由来の「馬射↓講武」儀礼の系譜である。北齊および唐の射礼が軍礼に区分されたのは後者の影響によるものだと推測される。

そのうち北朝末期から唐代にかけて、軍事訓練的な儀礼は講武と田獵が専ら受け持つようになり、射礼の脱軍事化は決定的なものになる。そして祝宴色の強まった唐代は次第に経費負担のマイナス面が目立ち始めるようになる<sup>41</sup>。射礼が持続的に行われていたのは高宗治世の初期までであり、麟徳元年（六六四）の大射を最後に中断する。武周革命を経た後の景雲二年（七一）から玄宗の開元初期まで一時復活されるものの短期間で停廃に至り、以後唐代を通じて再開されることはなかった<sup>42</sup>。

しばらくの空白の後、射礼は五代北宋期には再開されるようになるが、この時期の射礼も唐代と同じく飲酒・奏楽をとまなうものが多い。そして宋代後期に編纂された『政和五礼新儀』にいたってついに射礼

は嘉礼に配当されるようになるのだが、その転換過程については稿を改めて論じることとしたい。

最後に、五礼における射礼の位置づけについて、清朝の考証学者・秦蕙田の解説に耳を傾けよう。彼は、射とは「礼学を習う所以」であって「専ら威武を尚ぶ」ものではないとの見地から、射礼を軍礼に配当する「開元礼」や『通典』を批判し、嘉礼に編入する鄭玄や『宋史』礼志を支持している<sup>43</sup>。

この評価に現れているように、射礼をストレートに軍礼に位置づけた「開元礼」の思想は、中国史全体の流れのなかでは実のところ異端に属する。軍事・非軍事の二面性を兼備した射礼において、どちらかといえば後者に軸足を置くのがオーソドックスな理解だったと言えるだろう。弓射というま、つたき軍事行為を、親睦儀礼である嘉礼にあえて配属させる——それは、中国伝統社会における「武力の制度化」（丸橋二〇一三）のひとつと言えるのかもしれない。

### 【註】

(1) 『礼記』射義

(2) 『周礼』春官大宗伯

大宗伯之職、……以嘉礼親万民。以飲食之礼、親宗族兄弟。以昏冠之礼、親成男女。以賓射之礼、親故旧朋友。以饗燕之礼、親四方之賓客。以賑膳之礼、親兄弟之國。以賀慶之礼、親異姓之國。……

(3) 『儀礼』郷射礼「郷射礼第五」孔穎達疏

鄭目錄云「州長、春秋以礼会民而射於州序之礼。……射礼於五



礼属嘉礼。」

同・大射「大射第七」孔穎達疏

鄭目錄云「名曰大射者、諸侯将有祭祀之事、与其群臣射、以觀其礼。数中者、得与於祭。不数中者、不得与於祭。射義於五礼属嘉礼。」

(4) 『唐会要』卷三七・五礼篇目

武徳初、朝廷草創、未遑制作。郊祀享宴、悉用隋代旧制。至貞觀初、詔中書令房元齡・秘書監魏徵・礼官学士、備攷旧礼、著吉礼六十一篇・賓礼四篇・軍礼二十篇・嘉礼四十二篇・凶礼六篇・国恤礼五篇、総一百三十八篇、分為一百卷。初、元齡与礼官建議、以為……又皇太子入学、及太常行山陵、天子大射、合朔、陳五兵于太社、農隙講武、納皇后行六礼、四孟月詭時令、天子上陵朝廟、養老于辟雍之礼、皆周隋所闕。凡增二十九条、余並依古礼。七年正月二十四日、献之。詔行用焉。

後段部分、北周と隋において五礼の篇目に含まれていなかった儀礼を列挙している箇所において、天子大射と農隙講武が含まれている点に注意したい。

(5) 『通典』卷七七・礼典三七・沿革三七・軍礼二

説曰……按鄭玄説、射礼入嘉礼。今按、五帝三王之時、天下万国、迭相征伐、士之至登云、以射為首。是以我国家開元中修五礼、以射礼入軍礼焉。

(6) 『唐会要』卷二六・大射

至〔開元〕二十一年八月二十三日、敕大射展礼「先王勗儀、雖沿革或殊、而遵習無曠。往有陳奏、遂從廢寢。永鑑大典、無忘

旧章。将射侯以觀德、豈愛羊而去礼。緬惟古詞、罔不率由。自我而闕、何以示後。其三九射礼、即宜依旧遵行。以今年九月九日、賜射于安福楼下。」(自此已後、射礼遂廢。)

(7) 『宋書』は東晋初期、征西將軍庾亮による射礼実施計画(未遂)の記事を載せ、『南齊書』は「九月九日馬射」を記すが、これらはどう理解すべきかについては第二章で詳述する。

(8) 唐代に編纂された『晋書』は五礼に基づく分類が行われているが、そこには唐代の知見が反映されている可能性がある。これについては次章で考究する。

(9) ①高祖命天下郡国選能引關蹶張、材力武猛者、以為輕車・騎士・材官・樓船、常以立秋後講肄課試、各有員数。平地用車騎、山阻用材官、水泉用樓船。〔後漢書〕光武帝紀・建武七年三月丁酉条・李賢注所引)

②民年二十三為正一歲以為衛士一歲為材官騎士、習射御・騎馳・戰陣。八月、太守・都尉・令・長・相・丞・尉會都試、課殿最。

〔統漢書〕百官志五・劉昭注所引。解釈に諸説ある波線部分は断句をしていない。)

③歲終郡試之時、講武勒兵、因以校獵、簡其材力也。〔後漢書〕耿弇伝・李賢注所引)

(10) 『漢書』韓延寿伝

延寿在東郡時、試騎士、治飾兵車、画龍虎朱爵。延寿衣黃紬方領、駕四馬、傅綵、建幢檠、植羽葆、鼓車歌車。功曹引車、皆駕四馬、載檠戟。五騎為伍、分左右部、軍仮司馬、千人持幢旁轂。歌者先居射室、望見延寿車、噉咷楚歌。延寿坐射室、騎吏

持戟夾陛列立、騎士從者帶弓韃羅後。令騎士兵車四面營陳、被甲鞬鞞居馬上、抱弩負籥。又使騎士戲車弄馬盜驂。延壽又取官銅物、候月蝕鑄作刀劍鈎鐔、放效尚方事。及取官錢帛、私假繇使吏。及治飾車甲三百萬以上。

(11) 『統漢書』祭祀志中

迎時氣、五郊之兆。自永平中、以禮讖及月令有五郊迎氣服色、因采元始中故事、兆五郊于雒陽四方。中兆在未、壇皆三尺、階無等。……立秋之日、迎秋于西郊、祭曰帝蓐收。車旗服飾皆白。歌西皓・八佾舞育命之舞。使謁者以一特牲先祭先虞于壇、有事、天子入圍射牲、以祭宗廟、名曰獮劉。

『統漢書』禮儀志中

立秋之日、白郊禮畢、始揚威武、斬牲於郊東門、以薦陵廟。其儀、乘輿御戎路、白馬朱鬣、躬執弩射牲。牲以鹿麋。太宰令・謁者各一人、載以獲車、馳送陵廟。於是乘輿還宮、遣使者齋束帛以賜武官。武官肄兵、習戰陣之儀。斬牲之禮、名曰獮劉。兵・官皆肄孫・吳兵法六十四陣、名曰乘之。……獮劉之禮、祠先虞、執事告先虞已、烹鮮時、有司告、乃逡巡射牲。獲車畢、有司告事畢。

(12) 『三國志』卷一下・武帝紀・建安二年(二一六)三月壬寅条・

裴注所引『魏書』

有司奏「四時講武於農隙。漢承秦制、三時不講、唯十月都試車馬、幸長水南門、會五營士為八陳進退、名曰乘之。今金革未偃、士民素習、自今已後、可無四時講武、但以立秋圻吉日大朝車騎、號曰治兵、上合禮名、下承漢制。」奏可。

同書同卷の同年十月条には曹操が治兵を開催したことが記され、裴注に引く『魏書』には「王親執金鼓以令進退」とある。また明帝も太和元年(二二七)一〇月丙寅に洛陽東郊で治兵を行っている(明帝紀同日条)。

(13) 『禮記』月令

孟秋之月……涼風至、白露降、寒蟬鳴、鷹乃祭鳥、用始行戮。……是月也、以立秋、先立秋三日、大史謁之天子曰「某日立秋、盛德在金。」天子乃齋。立秋之日、天子親帥三公九卿諸侯大夫、以迎秋於西郊、還反、賞軍帥武人於朝。天子乃命將帥選士厲兵、簡練桀俊、專任有功、以征不義、誅誅暴慢、以明好惡、順彼遠方。

(14) 早い例としては前漢成帝の鴻嘉二年(前一九)に次の記事が見える。

鴻嘉二年三月、博士行大射禮、有飛雉集于庭、歷階登堂而雊。

(『漢書』五行志中之下)

(15) 『統漢書』禮儀志上

明帝永平二年三月、上始帥群臣躬養三老・五更于辟雍、行大射大禮。

(16) 高一九八四の表一「漢魏中央官学的学礼」は、こののち和帝・永

元一四年(一〇二)三月、順帝・陽嘉元年(一三三)三月、三國魏の高貴郷公・甘露二年(二五七)五月、いずれも辟雍において射礼が行われたことを列挙している。

(17) 『後漢書』光武帝紀下・中元元年「是年」条・李賢注所引『漢官儀』

辟雍去明堂三百步、車駕臨辟雍、從北門入。三月・九月、皆於中行郷射礼。辟雍以水周其外、以節觀者。諸侯曰泮宮。東西南有水、北無、下天子也。

『後漢書』儒林伝上・李賢注所引『漢官儀』

春三月・秋九月、習郷射礼、礼生皆使太学生。

(18) 『周礼』地官・州長

若以歲時祭祀州社、則属其民而説法、亦如之。春秋以礼会民、而射于州序。

郷射礼について解説する前註3 鄭玄『三礼目錄』(鄭目錄)もこの規定と整合する。

(19) 崔靈恩撰『三礼義宗』

儀礼者、周公所制。古礼惟得臣礼三篇。凶礼四篇、喪服上自天子、下至庶人、余三篇皆臣礼。賓礼惟存三篇。軍礼亡失。嘉礼七篇。按、孔子定十七篇、以吉・凶・賓・嘉当世通行之事、軍礼非所宜習、抑所謂「俎豆之事嘗聞、軍旅之事未学」者也。

なお右の文章は、現行の玉函山坊輯佚書所収の四卷本では失われている。ここでは邵懿辰『礼経通論』「論十七篇中射礼即軍礼」に見える佚文を引用した。

(20) 前註16高一九八四・表一を参照。

(21) 本碑の正式名称は「大晋龍興皇帝三臨辟雍・皇太子アツマ又再莅之盛徳隆熙之頌」で、咸寧四年(二七八)一〇月二〇日に建立。一九二二年六月、洛陽県城外大東郊から出土した。

(22) 前註10、韓延寿の東郡太守時代の事績は次のように記されている。

修治学官、春秋郷射、陳鍾鼓管弦、盛升降揖讓。及都試講武、

設斧鉞旌旗、習射御之事。(『漢書』韓延寿伝)

韓延寿の事績は、射礼(春秋郷射)と都試・講武とに分節されている。「非軍事的な射礼」と「軍事的な訓練儀礼」が別物としてとらえられていたことを示唆する史料である。

(23) 『宋書』卷一四・礼志一

〔庾亮〕又繕造礼器俎豆之属、将行大射之礼。亮尋薨、又廢。

(24) 『南齊書』卷九・礼志上

九月九日、馬射。或説云「秋、金之節、講武・習射、像漢立秋之礼。」史臣曰……宋武為宋公、在彭城、九日出項羽戲馬台、至今相承、以為旧准。

なお『晋書』卷二二・礼志にも同趣旨の一節が含まれている。

(25) 『宋書』卷六三・王曇首伝

行至彭城、高祖大会戲馬台、豫坐者皆賦詩、曇首文先成、高祖覽讀……

同書卷五四・孔季恭伝

辞事東歸、高祖餞之戲馬台、百僚咸賦詩、以述其美。

なお『文選』卷一〇には、謝宣遠「九日從宋公戲馬台集送孔令詩」、同・謝靈運「九日從宋公戲馬台集送孔令詩五言」という詩が収録されている。ここでいう孔令とは右に挙げた孔季恭(孔靖)を指す。彼が職を辞して帰郷する際の送別宴と、九月九日馬射が併せて開催されている点に注目したい。

(26) 戲馬台遺址は現在も徐州市の戸部山にあり、市の文物保护单位として保存されている。

(27) 『太平寰宇記』卷一五・徐州彭城県には次のような記載がある。

項羽築戲馬台於此。宋武北征至彭城、遣長史王虞等立第舍於項羽戲馬台、作閣橋渡池。重九日、公引賓佐登此台、令將佐百僚、賦詩以觀志、作者百余人、独謝靈運詩最工。

時代の下る史料ではあるが、劉裕一行の戲馬台賦詩が重陽登高の行事として理解されている。

(28) 前註17の『漢官儀』を参照。

(29) 前稿において、『晋書』礼志の構成を分析した際、礼志下の嘉礼部分に射礼を並記していなかった〔丸橋二〇一一、五六頁〕。ここに増補したい。

(30) 前述したように、晋代における国家儀礼の五礼化は萌芽段階にあつたことが梁滿倉氏によって明らかにされている。したがって唐代に編纂された現行『晋書』の五礼区分は、おそらく唐人の知見が投影された「後知恵」的な編集と考えるべきであろう。ただし唐代において射礼は軍礼に属するのであるから、ここで射礼を嘉礼に分類するのには何らかの根拠があつたと思われる。このような点から、ここでの晋礼区分は一応の信頼を置きうるものと見なし、ておきたい。

(31) 以下に述べる北魏の射礼については、藤井氏より多大な示教を得た。ここに記して謝意を表したい。

(32) 『魏書』卷一・序紀・昭成帝(什翼犍) 建国五年条  
秋七月七日、諸部畢集、設壇埽、講武・馳射、因以為常。

(33) 明元帝の永興二年(四一〇) 七月丁巳(廿七日)、太武帝の始光三年(四二六) 七月某日、同四年(四二七) 七月己卯(廿七日)、太延五年(四三九) 七月己巳(廿七日)、文成帝の興安二年(四

五三) 七月某日に実施例が認められる。なお文成帝の太安四年(四五八) に中山で行われた馬射の観閲は、三月丁未(廿三日) に行われている。それぞれ『魏書』の本紀を参照。

(34) 『魏書』卷七下・高祖紀・太和一六年(四九二) 八月条

己酉(廿二日)……又養国老・庶老。将行大射之礼、雨、不克成。癸丑(廿五日)、詔曰「文武之道、自古並行、威福之施、必也相藉。故三五至仁、尚有征伐之事。夏殷明叡、未捨兵甲之行。然則天下雖平、忘戰者殆、不教民戰、可謂棄之。是以周立司馬之官、漢置將軍之職、皆所以輔文強武、威肅四方者矣。國家雖崇文以懷九服、修武以寧八荒、然於習武之方、猶為未足。

今則訓文有典、教武闕然、將於馬射之前、先行講武之式、可敕有司豫修場埽。其列陣之儀、五戎之數、別俟後敕。」

(35) 『講武↓射礼』形式の事例は、以下のように北齊まで検出することができ。庶民を「ギャラリー」として動員する点は、唐代の講武にも連なる特徴である〔丸橋二〇〇五〕。

・『北齊書』卷四・文宣帝紀・天保七年(五五六) 正月条  
七年春正月甲辰、帝至自晋陽。於鄴城西馬射、大集衆庶而觀之。

・同・天保八年(五五七) 四月条  
是月、帝在城東馬射、京師婦女悉赴觀、不赴者罪以軍法、七日乃止。

・同・卷四〇・唐邕伝  
〔天保?〕七年、於羊汾堤講武、令邕總為諸軍節度。事畢、仍監宴射之礼。

(36) 三月三日射礼の規定部分を以下に掲げておく。

後齊三月三日、皇帝常服乘輿、詣射所、升堂即坐、皇太子及群官坐定、登歌、進酒行爵。皇帝入便殿、更衣以出、驪驄令進御馬、有司進弓矢。帝射訖、還御坐、射懸侯、又畢、群官乃射五埒。一品三十二発（一発調馬、十発射下、十五発射上、三發射驪、三發射獸頭）。二品三十発（一發調馬、十發射下、十發射上、三發射驪、三發射帖、三發射獸頭）。三品二十五発（一發調馬、五發射下、十發射上、三發射驪、三發射帖、二發射獸頭）。四品二十発（一發調馬、五發射下、八發射上、二發射驪、二發射帖、二發射獸頭）。五品十五発（一發調馬、四發射下、五發射上、二發射驪、二發射帖、一發射獸頭）。侍官御仗已上十発（一發調馬、四發射下、五發射上）。

なお、中華書局標点本『隋書』の校勘に従い、太字部分を『通典』卷七七により補っている。

(37) 『魏書』卷一一・出帝紀・中興二年九月庚子（廿九日）条

帝幸華林都亭、引見元樹及公卿百僚蕃使督將等、宴射、班賚各有差。

このほか、北魏末期から東魏にかけて、高氏主導による宴射（燕射・讌射）の記録が散見する（表3参照）。

(38) 『北齊書』卷三・文襄帝紀・元象元年（五三八）条

又沙汰尚書郎、妙選人地以充之、至于才名之士、咸被薦擢、假有未居顯位者、皆致之門下、以為賓客、每山園游燕、必見招携、執射賦詩、各尽其所長、以為娛適。

(39) 『芸文類聚』卷四・歲時中・九月九日・王褒「九日從駕詩」

黃山獵地広、青門官路長。律改三秋節、氣応九鍾霜。曙影初分

地、暗色始成光。交施長秋節、緹幕杏閭堂。射馬垂双帶、豐貂佩兩璜。苑寒梨樹紫、山秋菊葉黃。終慚屬車對、空假侍中郎。

『文苑英華』卷五八・庾信「三月三日華林園馬射賦」  
……皇帝幸於華林之園、……乃命群臣、陳大射之礼。……乃奏騶虞九節、狸首七章。……

(40) 数少ない軍事教練的な大射が次の記事である。

丁未、引諸衛騎兵統將等習射于顯德殿庭、謂將軍已下曰……於是每日引數百人於殿前教射、帝親自臨試、射中者隨賞弓刀・布帛。……（『旧唐書』卷二・太宗紀・武德九年九月丁未条）  
玄武門の変直後、突厥侵攻中という緊迫した場面での出来事であり、特殊な事例として理解すべきであろう。

(41) 唐代の射礼は『冊府元龜』卷一〇九〜一一一において数多く検出することができるが、その該当卷は帝王部宴享である。少なくとも同書を編纂した宋人の目には唐代の射礼は非軍事的な「宴射」と映っていたのである。

(42) 『唐会要』卷二六・大射・開元八年九月七日条、および同二年八月二三日条（前注6を参照）。

(43) 秦惠田『五礼通考』卷一六一・嘉礼三四・射礼

又案、劉向別録以射入吉礼。唐開元礼入軍礼、通典因之。射為六芸之一、原所以習礼業、非專尚威武。至於諸経言射兼朝祭饗燕、不得專屬吉礼。鄭康成注儀礼大射・郷射皆屬嘉礼、宋史亦以大射入嘉礼、頗存古意。今從之。



【参考文献】

【日文】

- 伊藤清司 一九五九 「古代中国の射礼」(『民族学研究』一三三—一三)
- 大庭脩 一九八二 「漢代における功次による昇進」(『秦漢法制史の研究』創文社、所収)
- 大日方克己 二〇〇八 「古代国家の年中行事」講談社学術文庫
- 川原寿市 一九七四 『儀礼积考』三、朋友書店
- 木島史雄 一九九六 「大晋龍興皇帝三臨辟雍皇太子又再莅之盛徳隆熙之頌」にみる晋初の礼学とその実践」(『中国思想史研究』一九)
- 桐本東太 一九九一 「中国古代の服属儀礼」(伊藤清司先生退官記念論文集編集委員会編『中国の歴史と民俗』所収、第一書房)
- 氣賀澤保規 一九九九 『府兵制の研究』同朋舎
- 小南一郎 一九九五 「射の儀礼化をめぐる—その二つの段階」(『中国古代礼制研究』所収、京都大学人文科学研究所)
- 志野敏夫 一九八四 「漢の衛士と『饗遣故衛士儀』」(『早稲田大学大学院文学研究科紀要』別冊 哲学史学編 一一集)
- 一九九五 「漢の都試—材官・騎士についての再検討」(『東方学』八九)
- 高木智見 一九八六 「春秋時代の軍礼について」名古屋大学東洋史研究報告 一一
- 谷川道雄 二〇一三 『孔子—我、戦えば則ち克つ』(山川出版社)
- 中村裕一 一九九八 『増補 隋唐帝国形成史論』筑摩書房
- 永田英正 二〇〇九 『中国古代の年中行事 第一冊 春』(汲古書院)
- 濱口重國 二〇一〇 『中国古代の年中行事 第三冊 秋』(汲古書院)
- 福原啓郎 二〇一一 『中国古代の年中行事 第四冊 冬』(汲古書院)
- 藤井律之 一九八九 「居延漢簡にみる侯官についての一試論 破城子出土の《詣官 簿を中心として》」(『居延漢簡の研究』、同朋舎出版、所収)
- 丸橋充拓 一九六六 『秦漢隋唐史の研究』東京大学出版会
- 二〇〇五 『晋辟雍碑に関する考察』(『魏晋政治社会史研究』所収、京都大学学術出版会)
- 二〇〇五 「北朝皇帝の行幸」(前川和也・岡村秀典編『国家形成の比較研究』所収、学生社)
- 二〇〇五 「唐宋変革期の軍礼と秩序」(『東洋史研究』六四—三)
- 二〇一一 「魏晋南北朝隋唐時代における『軍礼』確立過程の概観」(島根大学法文学部紀要『社会文化論集』七)
- 二〇一三 「中国古代の出征儀礼と戦争—『礼記』王制と『大唐開元礼』のあいだ」(『東洋史研究』七二—三)
- 楊永良 一九九五 「射礼について」(明治大学法律研究所『法律論叢』六七—二・三)

【中文】

- 陳寅恪 一九九四 『隋唐制度淵源略論考』 社会科学院歴史語言研究所專刊
- 高明士 一九八四 『唐代東垂教育圈的形成』（国立編訳館中華叢書編審委員会）
- 一九九三 「論武德到貞觀礼的成立 唐朝立国政策研究之一」（『第二屆國際唐代學術會議論文集』下冊所収、天津出版社）
- 梁滿倉 二〇〇一 「論魏晉南北朝時期的五礼制度化」（『中国史研究』二〇〇一—四。梁二〇〇九に再録）
- 二〇〇五 「魏晉南北朝礼学述論」（『文史』二〇〇五—二。梁二〇〇九に再録）
- 二〇〇七 「論魏晉南北朝時期的講武」（『唐研究』一三。梁二〇〇九に再録）
- 二〇〇九 『魏晉南北朝五礼制度考論』 社会科学文献出版社
- 劉麗琴 二〇〇四 「居延漢簡所見秋射制度」（『簡牘学研究』第四輯）
- 薛英群 一九八八 「居延漢簡中的『秋射』与『署』」（『史林』一九八八—二）
- 袁俊傑 二〇一三 『西周射礼研究』（科学出版社）
- 楊寬 一九六五 「射礼新探」（『古史新探』所収、中華書局）